

## 仙台市共同生活住居整備促進事業補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日 健康福祉局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市内において共同生活住居の開設、老朽化による移転、又は重度障害者の受入れのための改修を希望する者に対し、その整備を促進するため、予算の範囲内において共同生活住居整備促進事業補助金を交付することに関し、仙台市補助金交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）において使用する用語の例による。

- (1) 補助事業者 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 指定障害福祉サービス事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (4) 共同生活援助 法第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助をいう。
- (5) 共同生活住居 仙台市より指定を受け、共同生活援助の事業を行う住居をいう。
- (6) 老朽化 共同生活住居に係る建物が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「耐用年数等省令」という。）別表第 1 に定める耐用年数を経過することをいう。
- (7) 重度障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表第 15 の 1 の 6 に規定する「重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」の対象者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において、第 4 条に定める補助対象事業を行う指定障害福祉サービス事業者（当該指定障害福祉サービス事業者になろうとするものを含む。）
  - (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ本市の市税を滞納していないもの
  - (3) 第 7 条の規定による交付の申請を行おうとする日の属する年度の前 5 年間に於いてこの要綱による補助金の交付を受けた者である場合は、当該交付の決定に係る共同生活住居において共同生活援助の事業を継続して行っているもの
  - (4) 申請前 5 年以内において、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当と認められる行為を行っていないこと
- 2 前項第 2 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

### (補助対象事業)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号

のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入居定員が4人以上である共同生活住居を新たに市内に整備する事業
- (2) 既存の市内の共同生活住居に、入居定員が4人以上増加するよう共同生活住居を追加する事業
- (3) 既存の市内の共同生活住居の老朽化を理由とする移転先として、入居定員が4人以上、かつ移転前の共同生活住居の入居定員以上である共同生活住居を新たに整備する事業
- (4) 既存の市内の共同生活住居において重度障害者の受入れを可能とするために、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第1項第1号ハに基づきスプリンクラー設備を設置する事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。ただし、第8条第1項の規定による交付の決定の前着手した事業に係る経費については、対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表の補助対象経費の項ごとに算出した補助基準額を合算した額とし、150万円を上限とする。ただし、補助対象事業に対し、国、他の地方公共団体、民間団体等の補助又は寄附を受けている場合は、当該額を補助対象経費の支出額に相当する額から除いて算出するものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助事業の着手の日の30日前までに仙台市共同生活住居整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出して行うものとする。

- (1) 共同生活住居整備促進事業計画書（様式第2号）
- (2) 共同生活住居整備促進事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 別表の交付申請時添付書類の欄に定める書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第3号に定める書類は、別表の補助対象経費の項ごとに作成するものとする。

3 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）に関する第3条第1項第2号に規定する要件は、市長が当該交付申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、当該交付申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（交付の決定等）

第8条 規則第4条第1項の規定による交付の決定及び同条第2項の不交付の決定は、当該申請のあった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 前項により交付を決定したときは、当該交付の申請をした者に対し、仙台市共同生活住居整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項により不交付を決定したときは、仙台市共同生活住居整備促進事業補助金不交付

決定通知書（様式第5号）により、その理由を示して交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更等）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目間の流用であって、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当該事業の目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する申請は、仙台市共同生活住居整備促進事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）により行うものとする。

3 市長は、前項の申請に対し承認したときは、仙台市共同生活住居整備促進事業補助金変更等承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において市長は、第8条第1項の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、前項に規定する承認通知書にその理由を示すものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、第8条第2項の交付の決定に関する通知があった日から起算して30日以内に、仙台市共同生活住居整備促進事業補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出して行うものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定による是正の指示は、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第13号）を当該通知のあった日から起算して14日以内、又は当該通知のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

- 第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(目的外使用等の制限)

- 第 17 条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて整備した設備等について市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が特に必要と認める場合は、耐用年数省令別表第 1 に定める耐用年数のうち消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備について定められた年数を経過したときとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の承認を受けようとするときは、理由を記載した仙台市共同生活住居整備促進事業目的外使用等承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容について審査し、承認を決定したときは、速やかに当該申請書を提出した者に対し、仙台市共同生活住居整備促進事業目的外使用等承認通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。
- 5 市長は、前項の承認をしようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に請求することができる。

(帳簿等の保存年限)

- 第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、かつ補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から 8 年間保管しておかななければならない。

(実施細目)

- 第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）  
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日改正）  
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日改正）  
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 11 月 20 日改正）  
この改正は、令和 5 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 7 月 23 日改正）  
この改正は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日改正）  
この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 3 月 1 日改正）  
この改正は、令和 8 年 3 月 1 日から実施する。

別表

補助対象経費	補助基準額	交付申請時添付書類	実績報告時添付書類
<p>1 消防設備の設置（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、自動火災報知設備及び火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）に限る）に要する経費</p>	<p>(1) スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置を設置する場合 現に支出した額の合計額に 2/3 を乗じた額とし、150 万円を上限額とする。</p> <p>(2) 自動火災報知設備、火災通報装置のみ設置する場合 現に支出した額と、居室数に1を加えた数に80千円を乗じた額のうち、いずれか低い方の額に 2/3 を乗じた額とし、50 万円を上限額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防設備の規格、数量、設置費用等の明細が記載された見積書（2社以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費に係る支出額を証する領収証等の写し</li> <li>・ 消防設備の整備状況がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すこと。スプリンクラー設備等で設置状況が画像で判別できない場合は、消防署への届出書類等整備状況がわかる資料に代える。</li> </ul>
<p>2 建築基準法に適合した耐火構造とするための改修に要する経費</p>	<p>現に支出した額に 2/3 を乗じた額とし、150 万円を上限額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修工事にかかる見積書（2社以上）</li> <li>・ 改修予定箇所がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すこと。</li> <li>・ 建物平面図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書の写し</li> <li>・ 工事請負金額内訳書の写し (注) 上記についてはいずれも原本証明が必要</li> <li>・ 施行計画図面</li> <li>・ 改修状況がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すとともに、第 6 条に基づく画像等と対応したものとすること</li> </ul>